

埼玉県大規模小売店舗立地審議会会場傍聴規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、埼玉県大規模小売店舗立地審議会が行う会議の会場における傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の制限)

第2条 審議会の議長（以下「議長」という。）は、会議場における秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴席に相応する数の傍聴券を発行し、その所持者に限り傍聴させることができる。この場合において、会議を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受け、入場の際、議長の命を受けた係員（以下「係員」という。）にこれを提示しなければならない。

2 前項の傍聴券は、会議の当日、先着順に交付するものとする。ただし、先着順によりがたい場合は、抽選によることができる。

(危険物等の持込禁止)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、次に掲げる物を会議場に持ち込んで서는ならない。

- (1) 凶器、爆発物その他危険を生ずるおそれのあるもの
- (2) 会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

(入場の禁止)

第4条 議長は、前条の規定に違反する者、めいてい者等会議場において会議を妨げるおそれがあると認める者の入場を禁止することができる。

(傍聴者の遵守事項等)

第5条 傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。

- (4) たすき、旗、プラカード等による示威的行為をしないこと。
- (5) 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。

ただし、会議場入場前に係員をして議長に申し出を行い、事前に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

- (6) その他他人に迷惑を及ぼし、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるおそれのある行為をしないこと。

2 議長は、傍聴者が前項の規定に違反する行為をしたときは、これを制し、又は係員をして制止させることができる。

(退場命令)

第6条 議長は、第2条第1項若しくは第3条の規定に違反し、又は前条第2項の制止に従わない傍聴者があるときは、当該傍聴者に対し退場を命じることができる。

2 議長は、前項の命令に従わない傍聴者があるときは、係員をして当該傍聴者を退場させることができる。

附 則

この規程は、平成12年12月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月9日から施行する。